平成２１年（フ）第１７３１号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉2318番地
破産者　三信化工株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７７５号
東京都新宿区四谷２丁目４番地12
破産者　株式会社ＡＢＣ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１５３号
東京都世田谷区鎌田１丁目14番11号
破産者　株式会社ベストシステムコーポレーション
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１５４号
東京都世田谷区粕谷３丁目16―１
破産者　大場　敏正
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２号
岩手県和賀郡西和賀町野々宿62地割203番地20
破産者　錦秋開発株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３９号
東京都福生市熊川475番地１―105
破産者　有限会社Ｚｅｎ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３４０号
東京都福生市大字熊川1325番地１都営熊川アパート20―204
破産者　竹内　真一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５３６号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬６―606
破産者　新井　脩祖
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６１号
富山県滑川市有金697番地の２号
破産者　開田建興株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
滋賀県東近江市綺田町463番地
破産者　日昭建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第３７３５号
大阪市天王寺区南河堀町８番13号
破産者　シーズ有限会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６７４号
大阪市鶴見区横堤４丁目15番30号
破産者　株式会社シーフライト
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６１号
大阪市西区新町３丁目11番５号ユースビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区阿波座１丁目13番11号
破産者　設営工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７２３号
大阪府八尾市恩智中町２丁目360番地
破産者　株式会社廣瀬組
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１４号
大阪市東淀川区豊里２丁目11番１号
破産者　株式会社ジャパンルートロックサービス
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６０号
大阪市大正区小林西２丁目６番15号
破産者　有限会社ツーエム
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９４４号
大阪市平野区加美東６丁目15番25号
破産者　有限会社佐藤化学工業所
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７６号
大阪府八尾市福栄町１丁目37番地４
破産者　有限会社河内トーヨー住器
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３２号
大阪府吹田市豊津町２番11号
破産者　株式会社エコホリスティック
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８０号
大阪市大正区北恩加島２丁目１番５号
破産者　坂東運送株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２８号
大阪府八尾市山本町南１丁目７番12号
破産者　株式会社レーヌ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２７号
大阪府八尾市竹渕西３丁目55番地
破産者　有限会社南工芸
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部